

【重要】新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」による 入院見舞金の支払いに関する取扱いについて

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された方々、ご家族、関係者の皆様に
謹んでお見舞い申し上げます。

狭山商工会議所では、これまで新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅または
宿泊施設にて医師の管理下で療養された場合は、「入院」（以下、「みなし入院」と
いいます。）として取り扱い、マイハースによる療養証明書及び保健所からの療養
証明書を病気入院見舞金申請書の添付書類としてご提出いただくことで、お見舞金の
支給対象とする取り扱いを行っておりましたが、2022年9月26日（月）以降の
「みなし入院」の取り扱いについて、以下の通り変更いたしますのでご了承ください
い。

1. 「みなし入院」の取り扱いの内容

2022年9月26日以降に、医師により「新型コロナウイルス感染症」と診断され
自宅または宿泊施設にて療養をした場合、病気入院見舞金をお支払いする取扱いの対
象を「重症化リスクの高い方（※）」とさせていただきます。

（※）以下の方をいいます。

- ・ 65歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、所定の新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コ
ロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠の方

※狭山商工会議所は日本国政府が新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国
一律に重症化リスクの高い方々に限定するとして発表を受け、当所におきましても医療
機関や保健所の負担軽減に十分配慮しつつ、新型コロナウイルス感染症における宿泊療
養・自宅療養による入院「みなし入院」による入院見舞金の支払い対象を変更いたしま
す。